

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の
付与を求める意見書

行政書士は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑・多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政の橋渡し役として国民生活に広く貢献しているところである。

平成20年7月1日、行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述の手続の代理を法定業務として行えることとなった。これにより、実体法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることで、国民にとって行政手続法を利用する環境が、以前より整備された。

しかしながら、現在、行政不服審査法における行政不服申立手続の代理権については、弁護士のほか、弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士には一定の範囲で付与されている一方で、試験科目として行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題され、行政法分野に関して専門性を有する行政書士には付与されていない状況は、行政不服申立手続が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっていないとはいえない。

よって、国におかれては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し、高度な専門性を有する行政書士に対し、行政不服審査法に係る行政不服申立手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官